

安平町低所得者世帯臨時特別給付金 実施についてのお知らせ

住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給します

電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税非課税世帯等）に対し、給付金の支給を実施します。

■給付対象者

基準日（令和5年6月1日）に、安平町の住民基本台帳に記録されている方で、同一の世帯に属する方全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

■給付額

給付対象世帯1世帯につき3万円（支給は1回のみ）。給付対象者が属する世帯の世帯主名義の口座へ振り込みます。

■申請期限

令和5年7月10日㈪から10月10日㈫までの期間で申請を受け付けます。

※該当する方に確認書を郵送します。本給付金に該当すると思われる方で、申請書が届かない方や該当するかどうか確認したい方はお問い合わせください。

■支給時期

確認書の返送後、受付日からおよそ1ヶ月以内での支給を予定しています。決定後、健康福祉課福祉グループから振込日を記載した決定通知をお送りします。

■申請方法

郵送する確認書へ必要事項を記入してください。詳しい申請方法は確認書に同封していますので、ご確認ください。

※申請書に同封する返信用封筒にて郵送提出いただくよう、ご協力をお願いします。

■DV等を理由に避難している方へ

DV等を理由に避難している方が本給付金の支給を受けるにあたり、事情により、町に住民票を移すことができない方は、下記①～③のいずれかの要件に当てはまる場合、所定の申出書を提出し、本給付金の申請を行うことで、給付金を受け取ることができます。

【安平町に住民票を移さず、本給付金の申請を行うことができる要件】

- ①配偶者暴力防止法に基づく保護命令を受けている。
- ②婦人相談所の証明書などが発行されている。
- ③住民基本台帳の閲覧制限が「支援措置」対象となっている（DV等を理由に避難している方の申請は確認書とは別の申請書が必要です。該当する方はお問い合わせください）。

■注意事項

- ・申請時期や支給時期は自治体によって異なります。
- ・この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。

※安平町や総務省などがATM（銀行、コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。また、町民の方の世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは絶対にありません。

問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎ ⑨ 7071